

「感染警戒期」の対策等①

①県民への協力依頼

➢ 県外との不要不急の往来自粛

⇒ 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意

(変更・協力依頼)※法要請終了

○訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア(市区町村)の
感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う

○感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底

○感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意

〔【感染が十分に減少していない地域】

◇新規陽性者数がステージ3相当(人口10万人あたり週15人以上)の地域

◇緊急事態宣言等の適用解除後、行動制限が段階的に緩和される地域

➢ 松山市の不要不急の外出自粛、松山市との往来注意、
東予4市(今治市、新居浜市、西条市、四国中央市)は外出の機会を減らす

⇒ 直近の感染状況を踏まえ、松山市及び新居浜市は
外出注意(変更・協力依頼)

5

「感染警戒期」の対策等②

①県民への協力依頼

➢ 会食注意

普段顔を合わせている人と、4人以下、概ね2時間以内

⇒ ○感染リスクの高い行動のない人と、10人以下の

○長時間を避けて

○感染対策が徹底されているお店で

○大声を出さない、羽目を外さない

○少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

※当面2週間[変更]

➢ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が予想される催しには
参加しない(継続)

◇特に活動的な20代、30代の皆さん

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を
【第5波の感染事例】

○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり

○長時間にわたるグループでの

パーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

6